

## **第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議（法定設置）**

4月8日に第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催しました。  
主な協議内容は次のとおりです。

- 1 新型コロナウイルス感染症対策本部について
  - ・ 4月7日に国が新型インフルエンザ等対策措置法に基づく緊急事態宣言を発令したことにより、町の対策本部を任意設置から、新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条第1項に基づく対策本部とする。
- 2 今後の町の対応について
  - ・ 公共施設については、これまでどおり4月30日までの期間、中止及び自粛を継続する。5月以降については、4月20日を目途に改めて検討する。
  - ・ 地域交流センターの5月以降の利用者についても利用自粛等の通知を行う。

## **第2回新型コロナウイルス感染症対策本部会議（法定設置）**

4月8日に第2回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催しました。  
主な協議内容は次のとおりです。

- 1 新型コロナウイルス感染症患者の発生について
  - ・ 県から町内感染症患者の報告があり。本人の希望により公表されている情報は限られている。
- 2 町内感染症患者発生による町の対応について
  - ・ 町所管の屋外施設については、現在まで利用者に対して自粛を要請しているが、4月30日まで利用停止とする。
  - ・ 地域交流センター及び町体育館についても11日から休館とし、電話応対等の事務業務のみとする。
  - ・ 幼稚園の預かり保育、保育所、放課後児童教室については、特別な事由等を除き、小中学校の取り扱いと同様に19日まで休所とする。
  - ・ 防災センターについては、住民手続き等窓口業務があるため、引き続き貸館業務は中止したうえで、平日の8時30分～17時15分まで開所する。
  - ・ 役場庁舎正面玄関に、来庁時のアルコール消毒、マスク着用についての文書を掲示する。

### **第3回新型コロナウイルス感染症対策本部会議（法定設置）**

4月13日に第3回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催しました。主な協議内容は次のとおりです。

- 1 新型コロナウイルス感染症対策について
  - ・町内小中学校の休校の期間について、5月6日まで延長とする。
  - ・幼稚園、保育所、学童保育についても同様に、5月6日まで休所とする。
  - ・町公共施設についても、5月6日まで休館及び利用停止とする。
  - ・5月の自主事業の実施の有無については、4月20日又は27日実施予定の会議にて検討する。

### **第4回新型コロナウイルス感染症対策本部会議（法定設置）**

4月20日に第4回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催しました。主な協議内容は次のとおりです。

- 1 新型コロナウイルス感染症対策について
  - ・町公共施設、貸館業務の休館及び利用停止の期間について、5月6日までであったものを5月31日まで延長する。
  - ・5月6日まで休校としている町内小中学校については、今後の状況を踏まえ判断する。
  - ・幼稚園、保育所、放課後児童教室等については、小中学校の方針に合わせる。
  - ・役場住民窓口等に透明カーテン等を設置することを検討する。
  - ・可能な範囲で職員の出勤を削減する取組を検討する。

### **第5回新型コロナウイルス感染症対策本部会議（法定設置）**

4月27日に第5回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催しました。主な協議内容は次のとおりです。

- 1 新型コロナウイルス感染症対策について
  - ・4月29日（水）～5月6日（水）まで町内で店舗型飲食店を営む事業者へ休業要請をし、休業要請に協力いただいた飲食店には協力金を支給する。周知方法は、関係機関に対し文書及びHP、同報無線等を利用して幅広く広報していく。

## **第6回新型コロナウイルス感染症対策本部会議（法定設置）**

5月1日に第6回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催しました。  
主な協議内容は次のとおりです。

- 1 新型コロナウイルス感染症対策について
  - ・町内4か所の公園駐車場の閉鎖期間を5月31日まで延長する。
  - ・町内飲食店への休業要請及び休業に伴う協力金は、連休中の感染拡大を避けるための措置であるため、5月7日以降の対応については今後の国、県の動向を踏まえて検討する。

## **第7回新型コロナウイルス感染症対策本部会議（法定設置）**

5月7日に第7回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催しました。  
主な協議内容は次のとおりです。

- 1 新型コロナウイルス感染症対策について
  - ・町内小中学校、幼稚園、保育所、放課後児童教室の休校、休所及び町公共施設の休館、利用停止並びに町内4つの公園駐車場の閉鎖期間は、当初のとおり5/31まで継続する。  
今後については、国からの緊急事態措置を実施すべき期間に関する方針が提示された後に、静岡県対策本部員会議が開催されるため、それらの方針を基に町の対応を検討していく。

## **第8回新型コロナウイルス感染症対策本部会議（法定設置）**

5月15日に第8回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催しました。  
主な協議内容は次のとおりです。

- 1 新型コロナウイルス感染症対策について
  - ・町内小中学校、幼稚園、保育所、放課後児童教室の休校、休所及び町公共施設の休館、利用停止並びに総合運動公園、狩野川ふれあい広場の駐車場の閉鎖期間を5/24までとし、5/25から、条件や制限を設定して三密を避け、感染予防の徹底をしたうえで段階的に再開する。
  - ・柿田川公園、丸池公園の駐車場は、5/20から開放する。
  - ・町公共施設を再開するにあたり、県資料等を参考に、利用マニュアル、チェックリスト等を作成、利用者に対し注意喚起をすることで、三密、感染予防の徹底を行う。
  - ・令和2年度の清水町敬老会、総合防災訓練および町民体育大会は中止する。

## **第9回新型コロナウイルス感染症対策本部会議（法定設置）**

5月22日に第9回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催しました。  
主な協議内容は次のとおりです。

- 1 新型コロナウイルス感染症対策について
  - ・国内での新型コロナウイルス感染症拡大は改善傾向がみられるが、第2波への備えや県内で新たに感染症患者が報告されたことから、今後も気を緩めることなく新たな生活様式を踏まえて感染症対策に努める。
  - ・町内小中学校が5/25からガイダンス等段階的に再開し、6/1から通常授業を開始することや夏季休業について確認した。
  - ・今後は定期的な感染症対策本部は開催せず、今後は議事が発生した場合に開催する。